

---

### QA30 「帰還困難区域」とは何ですか

---

事故後 5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域です。区域の運用については、次のように定められています。

- ・ 区域境界において、バリケードなど物理的防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める。
- ・ 可能な限り住民の意向に配慮した形で住民の一時立入りを実施する。その際、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。

---

出典：経済産業省ウェブサイト「警戒区域、避難指示区域等の見直しについて」新たな避難指示区域に係る活動上の留意点について、より作成

更新日：2014 年 2 月 2 日